

【別表】 山梨県（特定行政庁）が指定している定期調査報告をしなければならない特殊建築物等

※ 太字、マーカーは平成27年度報告対象建築物

| | 用途 | 用途に供する部分の階数及び床面積の合計 | 調査及び報告時期 |
|--|--|---|----------------|
| 特殊建築物 | 1 劇場、映画館、演芸場 | $A \geq 200 \text{ m}^2$ 又は $F \geq 3$ 又は主階が一階にないもの | 平成27年度及び以降2年目毎 |
| | 2 観覧場、公会堂、集会場 | $A \geq 200 \text{ m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成28年度及び以降2年目毎 |
| | 3 病院、診療所（患者を入院させるための施設があるものに限る）、老人ホーム、児童福祉施設等 | $A \geq 300 \text{ m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成27年度及び以降2年目毎 |
| | 4 旅館、ホテル | $A \geq 500 \text{ m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成28年度及び以降2年目毎 |
| | 5 下宿、共同住宅、寄宿舍 | $A \geq 500 \text{ m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成28年度及び以降3年目毎 |
| | 6 学校、体育館 | $A \geq 2,000 \text{ m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成27年度及び以降3年目毎 |
| | 7 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 | $A \geq 2,000 \text{ m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成29年度及び以降3年目毎 |
| | 8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、飲食店、物品販売業を営む店舗 | $A \geq 500 \text{ m}^2$ 又は $F \geq 3$ | 平成27年度及び以降2年目毎 |
| | 9 上記に掲げるものを除き、事務所その他これらに類するもの | $A \geq 1,000 \text{ m}^2 \cdot F \geq 5$ かつ 地階又は3階以上にその用途に供する部分（ 100 m^2 を超える）を有するもの | 平成27年度及び以降3年目毎 |
| <p><注> Aはその用途に供する部分の床面積の合計（棟単位） Fは階数で3階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつ当該部分の床面積の合計が100 m^2以上のもの</p> | | | |

※建築物等の建築主が、建築基準法に定めた検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期は除きます（新築又は改築の場合）。

※上記表の特殊建築物に設けた建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置）の定期検査報告は、毎年必要です。

※個人住宅を除く全ての建築物に設置している昇降機及び遊戯施設の定期検査報告は、毎年必要です。（提出先：北関東ブロック昇降機等検査協議会）

※上記表は甲府市以外の区域が対象です。（甲府市内の建物は、特定行政庁である甲府市に報告が必要となりますので甲府市にご確認下さい。）